

令和8年第5回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和8年5月8日（金） 午後1時30分

2 閉会 令和8年5月8日（金） 午後2時29分

3 場所 総社市役所6階 会議室602・603

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 林 眞理（農政担当）	2番 守安 淳市
3番 秋山 陽太郎（農地担当）	4番 定井 正雄（会長）
5番 中村 安行	6番 友野 伸樹
7番 能登谷 和正（会長代理）	8番 仮谷 昌典
9番 若林 勤	10番 在間 洋則
11番 渡邊 豊	12番 小原 弘
13番 奥山 弘志	15番 小西 忍

欠席 1人

14番 渡邊 則文

5 出席した農地利用最適化推進委員

出席 10人

茅原 弘和	最相 信雄	高尾 郁夫	永野 直樹	澁江 隆司	竹内 功次
長代 悦和	大月 泉	劔持 孝明	藤井 久美		

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 前谷 学 次長 石川 浩二 主任 角田 祥

7 議事録署名委員

1番委員 15番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第22号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第23号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第24号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

報告第12号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第13号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第14号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

第4 その他

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後１時３０分

- (会長) それでは、只今より令和８年第５回総社市農業委員会総会を開会いたします。
- 只今の出席は、農業委員が１４名であります。１４番委員から欠席届が提出されております。
- 農地利用最適化推進委員が１０名の出席です。
- 農業委員会等にする法律第２７条第３項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。
- 本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。
- 次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。
- 日程第１ 議事録署名委員の指名を行います。
- 議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第３３条の規定により、１番委員、１５番委員を指名いたします。
- 次に、日程第２ 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第５条の規定により本日１日限りと決定いたします。
- 次に、日程第３ 付議事件の審議に入ります。
- 秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第２２号 農地法第３条の規定による農地等の許可申請について】

- (農地担当) 議案第２２号、農地法第３条の規定による農地等の許可申請について議題といたします。
- それでは、事務局お願いします。
- (主任) 【議案第２２号 農地法第３条の規定による農地等の許可申請について朗読】
- 今回の申請件数は１１件になります。

【受付番号１番】

- (農地担当) それでは１番、岡谷の件につきまして、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員) 番号1番について説明いたします。

申請地は、●●の●●●から南西に150メートルの所にある農地になります。

この農地は、渡人が市外在住で高齢により長年耕作ができていない状態でありました。昨年秋に農地に生えていた大きな木を伐採して、北隣の農地を耕作している受人へ所有権を移転するものです。

4月25日に受人の自宅で本人と面談をしました。

受人は新規就農となっていますが、約30年前から両親の農業を手伝っております。また、約7年前に父親が亡くなった後は、妻と一緒に母親名義の農地と近所の方の農地も含めて、1.5ヘクタール程の水稻を栽培しています。農機具は、トラクター2台、田植え機1台、コンバイン1台、軽トラック1台を所有しています。

地元としては問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

1番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、1番は許可されました。

【受付番号2番】

(農地担当) 続きまして2番、新本の件につきまして、地元委員からの説明をお願いいたします。

(長代委員) 14番員が欠席されていますので、私から報告をさせていただきます。

受人の方は、1・2年前に新本地区へ引越しをされてきました。受人の方は、渡人が所有している一部の農地を借りて耕作をしていました。今回、渡人はもう耕作はしないということになり、申請になったものであります。

受人は畑をしていますが、農業が初めてで、トラクターと軽トラックしか所有していませんので、畑から出発してみたいということであり、年齢的にも40代であります。取得する農地が5反近くあるので、継続して耕作できるのか若干不安になるところはありますが、地元も協力しながらいこうということでもありますので、よろしくお願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(8番委員) 耕作面積が大きいということで、不安を感じるという話がありましたが、全て畑をするのですか。もう一点は、機械等の使用、所有についての説明が聞き取れなかったのですが、地元委員として不安があるようでしたら、面談等の検討をしてもいかがなのかなと思います。

この2点についてお願いをいたします。

(長代委員) 反数がかなりありますので、受人は40代と若く兼業なので、受人の妻と母親の3人で耕作するという。地元の人が協力的で受人はトラクターと軽トラックしか所有していないのですが、地元の人がいつでも農機具等を貸すということでもあります。まずは果樹や野菜を作っていこうというものです。

(8番委員) 先程の説明でお聞きしたのが、近所の方だと思うのですが、協力しながら農業をこれから始めていく体制が整っていると判断してよろしいですか。

(長代委員) そのとおりです。

(8番委員) ありがとうございます。

(農地担当) 私から補足をさせていただきます。

今回の新規取得なのですが、総社に引っ越してこられたのが約2年前であります。そこから、今回、取得しようとする農地の管理をされていたようです。申請地の筆数はあるのですが、殆どが一つにまとまっています。地元委員が見守ってもらうのはもちろんですが、総会への呼び出しまでは必要ではないと思っています。

(農地担当) 他にありませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

2番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、2番は許可されました。

【受付番号3番】

(農地担当) 続きまして3番、新本の件につきまして、地元委員からの説明をお願いいたします。

(長代委員) この件に関しましては、申請地は以前から受人の方に耕作をしてもらっていた農地であります。渡人の方は、農機具が一切なく耕作する元気もないことから、今回の申請になったものであります。受人が引き続き耕作することから、地元としては何ら問題ありません。

よろしく願いいたします。

(農地担当) 受人の方は、他地区でも耕作をされております。

複数の委員の方へ調査をお願いしています。常盤地区、久代地区、山田地区に耕作している農地がありますが、問題はないでしょうか。

(委員) 問題ありません。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

- (農地担当) それでは採決いたします。
3番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、3番は許可されました。

【受付番号4番】

- (農地担当) 続きまして4番、富原の件につきまして、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (7番委員) 受人と渡人は兄弟であります。
申請地は、長年に渡り受人が耕作をしていました。
今回、渡人が今のうちに農地について整理したいということから、地元に住る受人へ名義を変えるということで、今回の申請になったものであります。
先程も言いましたが、申請地は何十年も受人が耕作されています。また、他の農地につきましても耕作をされていますので、高齢ではありますが問題はないと思います。
よろしく願いをいたします。
- (農地担当) 澁江推進員、補足がありましたらお願いいたします。
- (澁江委員) 補足することはありません。
問題はないと思います。
よろしく願いいたします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。
4番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、4番は許可されました。

【受付番号5番】

- (農地担当) 続きまして5番、日羽の件につきまして、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (4番委員) 4月25日に大月委員と元推進委員の方と現地に行きました。
申請地は荒れていましたが、農業ができるように準備をして農地として活用したいということを言われております。
- (農地担当) 大月委員お願いをいたします。
- (大月委員) 4番員と元推進委員の方と現場へ行きまして、申請地は一部草を刈っている所はあります。一番荒れている所は竹が生えていました。今回、渡人の方が高齢で農業ができな

いということから、今回の申請になったものであります。

受人は農業を子供のころから親と一緒にしていました。また、先般、渡人と受人が私の家に来られまして、その時に農業をやっていくという確認もしております。今まで地元の者で草刈りをしていたのですが、今後、受人が耕作をしてくれるということで、喜んでおります。受人が持っている農機具は、軽トラック、耕運機、草刈り機を5台程であります。その農機具を●●から運んできて耕作しようとするものであります。

地元としては、今後、受人が耕作することについて問題はありません。

よろしく、ご審議の程、お願いをいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

5番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、5番は許可されました。

【受付番号6番】

(農地担当) 続きまして6番、三輪の件につきまして、地元委員からの説明をお願いいたします。

(5番委員) 渡人が耕作できないということで、受人へ農地を譲るということであります。

受人の親は、●●で●●●●●●●●を経営しています。そこで受人も一緒にされておられます。

受人の機械の所有状況ですが、トラクター3台、田植え機3台、コンバイン1台、軽トラック6台、野菜関連の機械が11台を所有しています。

地元としては、耕作もしており問題ないと思います。

よろしくお願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

6番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、6番は許可されました。

【受付番号7番】

(農地担当) 続きまして7番、清音古地の件につきまして、地元委員からの説明をお願いいたしま

す。

(12番委員) 申請地につきましては、受人と渡人とは親子で生前贈与ということであります。
詳細につきましては、藤井委員からお願いしたいと思います。

(農地担当) 藤井委員、お願いをいたします。

(藤井委員) 12番員からの報告にもありましたが、受人と渡人は親子であります。
受人と渡人は家族ぐるみで●●●●●●を経営しております。そこに●●があつて、その裏の細長い農地であります。家庭菜園として以前から野菜を作っています。生前贈与ということの名義を変えるということです。その場所の一部に●●のすぐそばですので、●●の下屋を使って、クワとか草刈り機とか入れる小屋として利用していますが、その部分は転用対象と思われますが、名義が変わったら早々に申請をしてもらわないといけないのかなと思います。今回の名義変更の申請につきましては、実態が変わることがないので特に問題はありません。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 本件につきましては、名義変更後に先程説明のありましたとおり、申請地の一部を農機具倉庫としている件につきましては、農業用の施設ということで、大きき的には適用外転用届で対応可能ということに関しても承知しておりまして、事業計画書にも記載をされておるところであります。

(農地担当) 事務局からの説明につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

7番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、7番は許可されました。

【受付番号8番】

(農地担当) 続きまして8番、井手の件につきまして、地元委員からの説明をお願いいたします。

(3番委員) 井手の件であります。申請地は●●●●●●の●●●●●●から南側に入った所、住宅地の中になります。詳細につきましては、最相委員に調査をしていただいていますので、よろしくをお願いいたします。

(農地担当) 最相委員お願いをいたします。

(最相委員) 申請地の周りは全て宅地に囲まれています。

受人の家の前に畑がありまして、そこでも野菜を作られています。地目が田となっていますが、野菜を作る申請になっていますので、特に問題はありません。

以上です。

(農地担当) 受人が他地区でも耕作されています。

5 番委員，耕作状況について何かあれば報告をお願いいたします。

(5 番委員) 問題はありません。

よろしく願いをいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

8 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め，8 番は許可されました。

【受付番号 9 番】

(農地担当) 続きまして 9 番，西郡の件につきまして，地元委員からの説明をお願いいたします。

(6 番委員) 9 番の件について説明いたします。

申請地は，●●●●●●●●を総社市街地から山手方面へ行った左側にある農地であります。4 月 26 日に剣持委員と受人と話をしました。この案件は渡人から受人へ売却の申出があったものです。受人は 70 アール程に水稻，野菜などを栽培しています。農作業歴も 40 年。農機具もトラクター，田植え機，コンバインなど一式所有されています。

地元としては，問題ないと思いますので，よろしく願いいたします。

(農地担当) 剣持委員，何かありましたらお願いをいたします。

(剣持委員) 特に付け加えることはありません。

よろしく願いいたします。

(農地担当) 受人の耕作地が三須地区にもあります。

何かありましたらお願いいたします。

(2 番委員) 何もありません。

(農地担当) それでは，この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

9 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め，9 番は許可されました。

【受付番号10番】

(農地担当) 続きまして10番、窪木の件につきまして、地元委員からの説明をお願いいたします。

(13番委員) 申請地は、国道180線沿いに●●●●●がありますが、その北側に国道180線と平行して旧道が通っています。●●●●●から東へ50メートル位の農地であります。

受人と渡人は姉と弟の関係になります。●●には受人の方が●●から帰って、自宅の周りをリフォームされています。

申請地ですが、以前は渡人の方が●●●から帰って来て、年に何回か草刈りをしていたそうです。今回、弟が●●に住まわれるということで、今回の申請になったものです。

1反程の田があるのですが実家の東側に、半分トマトとかピーマンとかを植えていました。残りはきれいに整備をしていました。トラクターもあり特に問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

(農地担当) 永野委員、何かありましたらお願いをいたします。

(永野委員) 補足することはありません。
よろしくお願いいたします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

10番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、10番は許可されました。

【受付番号123番】

(農地担当) 続きまして、4ページ、123番、刑部の件につきまして、地元委員からの説明をお願いいたします。

(3番委員) 申請地は、●●●●●の農地になります。

詳しくは、茅原委員、よろしくお願をいたします。

(茅原委員) 渡人と受人の関係ですが、親族関係になります。

渡人の方は●●●にお住まいで、高齢でもあり地元へは帰ってこれないことから、今回の申請になったものであります。

申請地は、受入宅のすぐ近くになります。現況は畑になっていまして、現在は受人の隣に住んでおられる受人の兄夫婦が野菜などを作付けしておられます。受人は田と畑を合わせて1町程の農地を所有され、水稻を中心とした経営をされています。トラクター、

コンバイン、田植え機等の農業機械も一式所有されています。農業歴も20年を超えておられます。耕作状況を確認しましたが、農地を適切に管理されています。

地元としては、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

123番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、123番は許可されました。

以上で、議案第22号の審議は全て終了いたしました。

【議案第23号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第23号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) **【議案第23号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

農地法では、転用行為により土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがある場合、その他の周辺の農地に係る営農状況に支障を生ずるおそれがあると認められる場合には許可することができないとされています。

この点を踏まえて、提出されております被害防除計画書、土地利用計画を基に5月1日に申請地の現地調査を行いました。

【受付番号1番】

【議案第24号 受付番号2番】

(農地担当) それでは1番、窪木の件であります。8ページの2番が関連していますので、一括審議とさせていただきます。

6ページの1番と8ページの2番につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員) 5月1日に会長、5番委員、高尾委員、武田委員、事務局と私とで現地調査を行いました。

最初に受付番号1番ですが、申請地の状況ですが、東が道、西が田、南が田、北が宅

地です。申請地の西側に田がありますが、境界部分には既に擁壁がありますので、土砂等の流出はありません。農地には影響ないと思います。

次に農地法第5条の受付番号2番ですが、申請地の状況ですが東が道、西が田、南が水路、北が田であります。申請地の境界部分から引いて資材置場にする計画であります。よって、農地及び水路には影響はないと思われます。

以上です。

(農地担当) それでは、これらの件につきまして、地元委員からの説明をお願いいたします。

(13番委員) 1番と2番は、添付されている地図を見ていただければと思います。

●●さんの自宅の土地と繋がっています。1番についてですが、以前からコンクリートを打って駐車場として利用していました。

2番についてですが、申請地の半分を田として、残りは地上げをして畑として利用しています。今回の申請は資材置き場ということであります。受入は他の地区で資材置場を借りて利用していましたが、この資材置場を返さなければならないことになったことから、今回の申請になったものであります。

申請地の周辺についてですが、西側が田であります。この田の南側に水路があり、この水路から水の出し入れをするので問題はありません。

農地転用することによる周辺農地への影響はないものと思われます。

農地への影響とは関係がないのですが、前面道路の幅員が4メートル程度なので大型車両が通行するのであれば入りにくいのではないかと思います。

以上であります。

(農地担当) 永野委員、何かありましたらお願いをいたします。

(永野委員) 補足等ありません。

よろしくお願いいたします。

(農地担当) それでは事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、市街地化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内にあり、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

なお、法第4条、受付番号1番につきましては、是正案件のため始末書が提出されています。

以上です。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。6ページの1番、8ページの2番、窪木の件につきまして、これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号2番】

(農地担当) 次に2番、清音三因の件につきまして、現地調査の説明をお願いいたします。

(2番委員) 清音三因の件であります。申請地の東が宅地、西が畑、南が水路、北が畑です。
周辺農地への影響はないと思います。
以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(9番委員) 4月25日に現地調査しました。
周辺の状況は、先程の報告のとおりであります。
現在、申請人の母親が住まわれており、新築時に敷地拡張されました。
周辺農地への影響は特にないものと思われます。始末書も提出され問題ない案件ですので、よろしくお願いいたします。

(農地担当) それでは事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、市街地化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内にあり、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。
なお、是正案件のため始末書が提出されています。
以上です。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。
2番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、2番は許可されました。
以上で、議案第23号の審議は全て終了いたしました。

【議案第24号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 次に議案第24号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【議案第24号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

今回、第5条の議案は7件ですが、1件取下げがありましたので報告いたします。番号4番、岡谷地区の件が4月27日付けで取下げられましたので、議案の修正をお願いいたします。

【受付番号1番】

(農地担当) それでは、8ページの1番、東阿曾の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員) 申請地は、進入路になっています。

東が宅地と田、西が宅地、南が雑種地、北が宅地で、進入路となっておりアスファルトになっていますので、土砂の流出はないと思います。

周辺農地への影響はないものと思われます。

以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(1番委員) 申請地は、受人の方が所有している農地への進入路となります。

進入路については、渡人の父親になるのですが、その方が手続きをしないでアスファルト舗装をして使用してきたという経緯があります。

今回の申請は現状に沿うかたちの申請であり、始末書も提出されております。

特に問題はないと思います。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

なお、是正案件のため始末書が提出されております。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

1番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、1番は許可されました。

【受付番号3番】

(農地担当) 続きまして、3番、久代の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員) 申請地は東が道路、西が畑、南が水路、北が宅地であります。

西側に耕作されていない農地がありますが、農地転用することによる影響はないものと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員) 今回の申請地は、●●●●●●から西へ2・300メートル行った所になります。畑を4区画にしての分譲であります。今回は2区画目ということになります。

受人の方ですが、申請地を選んだ理由は奥さんの実家が近くにあるということ、子供が小さいということで、両親の協力も得られるということでもあります。

申請地の北側にも新しい家が建っており、人が増えるということで、地元としては好ましいことだと思います。

農地転用することによる周辺農地等への支障についてですが、問題ないと思います。

よろしくお願いいたします。

(農地担当) 竹内委員、何かありましたらお願いいたします。

(竹内委員) 11番委員のとおりでありますので、何ら問題ないと思います。

よろしくお願いいたします。

(農地担当) 農地区分ですが、市街地化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内にあり、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

3番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、3番は許可されました。

【受付番号58番、59番、60番】

(農地担当) 次に58番、上林の件であります。9ページの59番、60番が関連がありますので一括審議とさせていただきます。

それでは、58番、59番、60番について現地調査の報告と地元委員の報告をお願いいたします。

(2番委員) 58番、59番、60番ですが、一括して報告させていただきます。

東が道、西が水路、南が道路、北が農地と道路になっています。農地転用することによる周辺農地への影響はないものと思われま。

これより地元委員として報告をいたします。

申請地は、添付されている位置図を見ていただければと思います。

●●●●の●●●●です。●●●●●●●●から東に入った所、●●●●●●●●があります。その西側が申請地となります。●●●●●●●●は●●●●●●●●が建つ土地となります。あと●●●●番●●，●●●●番●●，●●●●番●●は横に付く格好で，駐車場にするという計画であります。用水は必要ありません。生活雑排水は，農業集落排水へ接続します。雨水につきましては，敷地内へ排水路を設け集水桝から水路へ接続します。日照，通風につきましては建物の近くに農地がないので問題ないと思います。土砂につきましては，周りを擁壁を設置しますので土砂等の流出はないと思われます。あと隣接地との間に排水路を設けますので，問題ないと思います。

総合的に農地転用しても周辺農地への影響はないものと思われます。

補足になりますが，●●●●番●●が農地として残っていますが，畑として利用していますので，何ら問題ないと思います。

よろしくお願いいたします。

(農地担当) それでは，事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが，おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地として，第1種農地と判断しております。例外許可規定としまして，集落に接続して設置される施設を適用しています。

(農地担当) これらの件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

58番，59番，60番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め，これらは許可されました。

以上で，議案第24号の審議は全て終了いたしました。

【報告第12号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に，報告事項に入ります。

報告第12号について，事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第12号 報告書について朗読】

【報告第13号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第13号について、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第13号 報告書について朗読】

【報告第14号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当) 次に、報告第14号について、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第14号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 21ページ以降は、その他報告事項となっております。

以上で、本日付議された議案につきましては、全て終了いたしました。

本日の許可件数は、3条関係が11件、4条関係が2件、5条関係が6件でありました。

本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものといたします。

また、同時許可が必要なものにつきましては、同時許可といたします。

ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。

それでは、日程第4その他に入ります。

委員の方から、何かありませんか。

(委員) なし。

(会長) 次に、事務局から事務連絡をお願いいたします。

(次長) 【次回現地調査について】

【次回総会について】

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】

閉会 午後2時29分

以上，記録の内容が正確であることを証するためにここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員